

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

- (1) なら健康長寿基本計画推進戦略会議を設置し、なら健康長寿基本計画の推進に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させることとした。
  - (2) 奈良公園観光地域活性化審査会を設置し、奈良公園及びその周辺地域の観光の振興による当該地域の活性化に係る事業についての審査に関する事務を担当させることとした。
- 2 施行期日
- 公布の日から施行することとした。

◇奈良公園観光地域活性化基金条例

1 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

2 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。

4 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

5 繰替運用

基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

6 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

7 施行期日

公布の日から施行することとした。